

【様式5】

大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業仕様書に係るチェックシート

別紙2「大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業仕様書」の「7 仕様内容等」に示す事項について、提案内容が即しているか確認した結果を自主判断で記載し、企画提案書とともに提出してください。

本市は、当該チェックシートの内容が事実と反する虚偽の記載がないことを前提に、「大津市エコ移動の推進に向けたシェアサイクル事業の協働事業者選定に係る公募型プロポーザル」の審査（以下「本審査」という。）を行います。

本審査の実施過程において、当該チェックシートの記載内容に不備または疑義が認められた場合は、本審査の評価に影響を及ぼすことがありますのでご留意ください。

仕様内容等	○：確認
(1) 事業規模	
・「1」の目的を達成できる規模及び密度のサイクルポートを整備し、各サイクルポートに適正な自転車台数を配置すること。	
(2) 利用方法	
・利用者が任意のサイクルポートで自転車を借りられ、借用サイクルポート以外のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。	
・市内在住者、市外からの来訪者、高齢者、外国人等幅広く利用できるシステムとし、利用者登録から料金決済まで簡便に利用でき、即日の利用が可能とするシステムとすること。	
・基本的に24時間・365日の利用が可能であること（サイクルポート設置施設敷地に閉場時間がある場合を除く）。	
・利用者への効果的な自転車利用ルール・マナー啓発を行うこと。	
・ヘルメットの着用推進に向けた効果的な取組を行うこと。	
(3) 利用料金	
・多くの人に利用してもらえる料金設定とすること。	
(4) 自転車の仕様	
・制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。	
・幅広い世代で利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性、デザイン性に富んだものとし、原則カゴ付きとすること。	
・位置情報が把握できるような機能を搭載すること。	
・十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること。	
・メンテナンスについて、自転車安全整備士等の自転車整備技術力のあるものが定期的に行い、利用者が安全に利用できるようにすること。	
・防犯登録を行い、必要な防犯・盗難対策を講じること。	

仕様内容等	○：確認
(5) サイクルポートの仕様	
・原則、区画線を引くなど他の区画と明確に区分すること。また、本事業終了後には原状回復を行うこと。	
・放置自転車を誘発しないようサイクルポート以外に自転車を返却できないシステムとすること。	
・自転車の貸出し又は返却の無人受付が可能なシステムとすること。	
・電動アシスト自転車を導入する場合は当該自転車への充電は公共ポートでは行わないシステムとすること。	
・安全性及び耐久性を確保し、デザイン性に富んだものとする。	
・利用方法、協働事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。	
・公共ポートにおいて利用者、第三者から事業に関する苦情が発生した場合も、協働事業者が責任を持って対応すること。	
・公共ポートについて、施設の利用者に対して支障が生じた場合や、当該施設の運営に支障が生じた場合には、土地使用の中止を命ずることがある。また、当該施設において工事やイベント等の開催を理由として一時的に公共ポートを撤去する必要がある場合には、事前に本市と協働事業者で協議を行い対応するものとする。 なお、土地使用の中止及び公共ポートの撤去等で生じる費用の負担や賠償責任は、本市は負わないものとする。	
・この協定が失効したときから2か月が経過した時点でも、協働事業者が公共ポートを原状に回復しないときは、本市が協働事業者に代わって公共ポートを原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、協働事業者は、自転車その他公共ポートに存置した動産を本市が処分等することについて、異議を申し立ててはならない。 なお、当該処分等に要した費用は協働事業者の負担とする。	
(6) 利用促進の実施	
・事業の周知、広報及び利用促進に関する取組を行うこと。	
・チラシ、サイクルポート案内地図、専用のホームページを準備するなど、サービスの普及及び利用促進に向けた積極的な周知、広報活動を実施すること。	
・利用者に対してアンケート調査等を実施するなど、シェアサイクルの利便性向上及び運営上の課題解決に努めること。	
(7) 運営体制等	
・組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。	
・利用者の登録、利用料金の決済、自転車のメンテナンス等の問い合わせ、緊急対応等の運営業務を本市の関与無しに一括して実施すること。	
・常時対応可能なコールセンター、チャットサポート等を設置し、事故や機器トラブル等に迅速に対応する体制とすること。	

仕様内容等	○：確認
・サイクルポート外への自転車放置が確認された場合は、協働事業者において速やかに回収すること。	
・利用者に対し、スマートホンのアプリケーション、メール等の手段により自転車利用の際の交通ルールやマナー等の周知啓発や、その他注意事項の通知を実施すること。	
(8) 運営状況の報告等	
・利用者属性、利用時間、区間、利用者アンケート等について、データで提供できるシステムを構築すること。	
・本事業の利用状況（登録者数、利用者数）、移動データ、収支状況を定期的及び本市が求める時期に提供すること。	
・利用者に対して行ったアンケート調査等の結果を本市に報告すること。	
・本事業の目的達成の検証について、本市と共同で実施すること。	
(9) その他	
・協働事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。	
・資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、協働事業者の負担とする。	
・本事業において協働事業者の負担で構築したシステム、自転車やサイクルポート等の機器等の財産は協働事業者に帰属するものとする。	
・継続的に事業実施するため採算に十分配慮した事業内容とすること。	